



カール・ヨーゼフ・フォン・プラトベヴェーラについて —三月前期におけるオーストリア立法及び学問史を論ず—

クリスチャン・ネシュワラ
上田理恵子 (訳)

1. 序論

カール・ヨーゼフ・プラトベヴェーラ(Carl Joseph Pratobevera)は、フランツ・フォン・ツァイラー(Franz von Zeiller)と並んで三月前期の「最も偉大なオーストリアの法律家たち」の一人に数えられる¹。彼はオーストリア法学を代表する諸学者のひとりであるが、彼らの業績や功績は「無味乾燥な注釈学的法学というありきたりの決まり文句」²のせいで、オーストリアの法制史上、つい最近まで見過ごされてきた。現在、これに対して疑義が呈されてきている。近年の諸研究では、とりわけ歴史法学派の批判によって刷り込まれてしまったような否定的な人物像³はすでに代表的なものではないと反駁され、肯定的な意味合いに修正されつつある⁴。

最近の研究によれば、この時期の法律家たち⁵が決して、後になって思われているほど「質が悪く、

¹ Baltl, Carl Joseph Freiherr Pratobevera von Wiesborn, in Brauner, *Juristen in Österreich 1200-1980* (1987), 119 (120). 言うまでもないが、プラトベヴェーラの名はドイツ語圏で最近刊行された二つの法学者事典にも載っていない。裁判法の分野 *Justizrecht* で、オーストリアの三月前期に活躍した法律家で、それらに掲載されているのは唯一、フランツ・フォン・ツァイラーのみである。Stolleis, *Juristen. Ein biographisches Lexikon von der Antike bis zum 20. Jahrhundert*²(=Becksche reihe 1417; 2001), 687ff.; Kleinheyer/Schröder, *Deutsche und Europäische Juristen aus neuen Jahrhunderten. Eine biographische Einführung in die Geschichte der Rechtswissenschaft* 4 (1996), 459-462.

² Schlosser, *Grundzüge der Neueren Privatrechtsgeschichte*⁹(2001), 139.

³ Kocher, *Privatrechtsentwicklung und Rechtswissenschaft* 4 (1989), 64 では、特に三月前期のオーストリアの検閲による圧力を要因に挙げている。Vgl. Hoke, *Österreichische und deutsche Rechtsgeschichte* ²(1996), 456: 「オーストリア法学は、まず歴史学派の影響を拒否した。ドイツ法学からの孤立は三月前期におけるオーストリアの政治的孤立に合致していた」。さらに Ogris, *Die historische Schule der österreichischen Zivilistik*, in *Festschrift Hans Lentze* (1969) 452: 主要因として挙げられるのは「教育制度」であり、それは「凡庸さを助長している」という。その包括的な評価を要約するのは Schlosser, *Grundzüge der Neueren Privatrechtsgeschichte* 6 (1988), 199: 「法律、とくに一般民法典は、『あらゆる法学活動のアルファにしてオメガ』(W. Ogris)であり、『法律家の福音書』(Thun-Hohenstein)であった。」

⁴ Brauner, *Privatrechtsfortbildung durch Juristenrecht*, ZNR 5 (1983), 22. バルトル(Baltl)自身も、そのような修正を手掛けていた。Carl Joseph Pratobevera und die Frage der Gewaltentrennung im Vormärz, in *Festschrift Berthold Sutter* (1983), 17 (18, 27f).

⁵ たとえば Ebert, *Die Grazer Juristenfakultät im Vormärz* (1969)。その叙述に関して、バルトル自身の著作『オーストリア法制史』でも言及している。というのも、それにより「自由主義と復古的な歴史主義の影響のもと、三月前期の教育制度に対してくださった否定的な判断」は後々まで修正されていったからである。

低俗」⁶ではなかったことが明らかにされている。この「不当に一括りにされた偏見」⁷を一ヘルマン・バルトル(Hermann Baltl)の要望に沿って—「カール・ヨーゼフ・プラトベヴェーラの業績と意義を事例として」修正することを、筆者はすでにバルトルの 80 歳記念論集の機会に行った。こうした記念論集の編集者は、寄稿者には紙幅を制限するのが通例である。したがって当時、筆者に論ずることができたのは専ら、オーストリア一般民法典の成立に対するプラトベヴェーラの寄与について、すなわちツァイラーとともに 1806 年から「立法作業宮廷委員会に委員として参加し、とりわけ 1811 年まで続いた一般民法典（ABGB）の最終編纂作業において卓越した貢献を果たした点に限定されていた⁸。一般民法典の最終編纂作業への参加のほかにも、とりわけヨーゼフ・フォン・ゾンネンフェルス(Josef von Sonnenfels)によって設置された行政法編纂作業および立法作業宮廷委員会において、プラトベヴェーラが委員として果たした副次的な諸活動、国務院での 1814 年から 1818 年までの活動、立法作業宮廷委員会の委員への再任後の 1819 年から 1838 年にかけての諸活動、そして学術的著述家としての諸活動、とりわけ 1815 年から 1824 年にかけての『法律学と司法についての資料集』⁹の編集を通じての諸活動については、別稿に留保されねばならなかった¹⁰。本記念論集へ寄稿のお誘いを受け、筆者には、このように予告していた諸事項について一少なくとも一部なりと一論ずる機会が与えられた。本記念論集を捧げる対象となる、敬愛すべき同僚ルドルフ・パルメ(Rudolf Palme)には、1995 年にウィーン大学法学部における私の教授資格請求論文審査で、外部審査員となっていたいただいた。彼の 60 回目の誕生日を記念する機会に、心からの感謝と親愛なる同僚としての親密さをもって以下の論稿を献ずる。

パルメ記念論集の編集者から寄稿者に対して厳しく課された制約のため、筆者にできるのはプラトベヴェーラの生涯におけるさらなる行程をたどることだけである。すなわち、一般民法典の最終編纂作業への参加と並んで、そしてそれに引き続いて立法作業宮廷委員会で果たした諸活動、さらに 1814 年から 1818 年までの国務院における係官としての活動、1819 年における立法作業宮廷委員会への再任にいたるまでの活動である。1838 年末に病気のため辞任するまで、プラトベヴェーラはそこで商法、手形法および訴訟法の分野であらゆる立法作業に参加した。1803 年刑法の改正作業への彼の関与、とりわけ 1828 年にそのために設置された特別委員会議長としての関与については、本稿では扱うことはできない。以下の論稿は一バルトル記念論集の論稿がそうであったように一退職後の生活のなかでプラトベヴェーラにより回顧的に、『自伝的素描』[訳注：以下、『素描』と略す]と題された自伝に基づいている¹¹。

⁶ Baltl, Pratoevera, in Brauner, Juristen, 119.

⁷ Baltl, Pratoevera, in Brauner, Juristen 120.

⁸ Neschwara, Über Carl Joseph von Pratoevera und Franz von Zeiller, in *Festschrift Hermann Baltl* (1998), 210ff.

⁹ [訳注：『法律学・司法についての資料集』という書名の第 1 巻は]『オーストリア世襲領における法律学・司法についての資料集』、第 2 巻（1816 年）以降は『オーストリア諸邦における法律学・司法についての資料集』という書名となって、全 8 巻が刊行された。以下では『資料集』(Materialien)と略す。

¹⁰ Neschwara, Pratoevera, in FS Baltl (1998) 224.

¹¹ 法制史にとって極めて興味深いこの史料の立場、規模、内容及び意義と影響については以下の文献を参照：Neschwara, Pratoevera, in FS Baltl (1998), 206f. 本史料は筆者によって刊行される見込みである。以下では、本史料は“Pratoevera: Skizzen”と略して引用する。原文の引用はイタリック体で示した。[...] は筆者が補足した。[訳注：原註 11 に予告された文献は 2009 年に刊行された。Christian Neschwara, Ein österreichischer Jurist im Vormärz: “Selbstbiographische Skizzen” des Freiherrn Karl Josef Pratoevera (1769-1853), Ffm: Peter Lang, 2009.]

2. ゾンネンフェルスについて語るプラトベヴェーラ：彼には「思慮深さ、忍耐、実務的視野に欠けているように見える」

最高司法局局員，そして一般民法典完成のための立法作業宮廷委員会陪席委員としての活動のほか，1808年8月末からプラトベヴェーラは行政法典編纂のための特別委員会にも所属していた¹²。ゾンネンフェルスが1780年以降，複数の君主のもとで一貫して作り上げてきた行政法典編纂作業は，皇帝がすでに選任した人員を役職につけることを宮廷の諸部局の多くが拒否したことから，1808年初頭までほぼ全面的に停滞していた¹³。しかしながら，ゾンネンフェルスが説いてまわった思想の実現に向けた展望も，同じく1808年初頭に完成の見通しが立った民法典編纂とともに開けてきた。同年における草案の「修正」終了後，一般民法典はすでに皇帝の裁可を待つだけに見えた。

しかしながら，この法典編纂作業の完成は，（第5次）対仏大同盟戦争終結によって無に帰されてしまったのだ。ナポレオンに占領されたウィーンでは，一般民法典の「再調査」が始まったツァイラーとともにプラトベヴェーラによる指導的な協働のもと，立法作業宮廷委員会というきわめて小さなグループではあったのだが¹⁴。

1808年1月半ばに一般民法典改訂作業の終了し，解任された宮廷委員会の人員は，いずれにせよ行政法典編纂続行のために充てられねばならなかった。1808年3月初めには，勅命により立法作業宮廷委員会が二部構成になった。すなわち「司法関係法制」部のほかに「行政関係法制」部が作られた。ここに所属したのは，プラトベヴェーラとツァイラーの所属する最高司法局の「司法」宮廷顧問官たちのほか，宮廷の中央行政局の，とりわけ「行政」宮廷顧問官たちであり，その中には副議長も務めたゾンネンフェルスが含まれていた¹⁵。『素描』のなかでプラトベヴェーラは，この部会について，次のように断言している。「ゾンネンフェルスは，永続的な行政法典（Code d'Administration）すなわち一種の政治憲章のような性質のものを創出するという理想を抱いていた。その実現が可能かどうか，私はそもそものはじめから疑っていたが」¹⁶。ゾンネンフェルスが考える「行政法典」とは，事実上国家—およびその絶対君主—による自発的な自己拘束と自主規制が機能し，それにより個人にも一定の，国家の介入に対する自由の範囲が保障されるべきである，というものであった。したがってゾンネンフェルスの構想は，あらゆるポリツァイ令の単なる収集のようなものでは決してなく，体系的で形式統一された網羅的な行政一般とともに，部分的には「憲法」の改革も視野に入っていた，というより

¹² Maasburg, *Geschichte der Obersten Justizstelle*²(1891), 310; vgl. auch *Materialien 1* (1815), 243f.

¹³ Ogris, Joseph von Sonnenfels als Rechtsreformer, in Reinalter, *Joseph von Sonnenfels* (1988), 49ff.

¹⁴ Neschwara, Pratoevera, in FS Baltl (1998), 216ff.

¹⁵ Osterloh, *Joseph von Sonnenfels und die österreichische Reformbewegung im Zeitalter des aufgeklärten Absolutismus* (1970) 219; Ogris, Sonnenfels, 7.委員会設置については以下を参照: Pratoevera, *Skizzen* 68/4; vgl. Kudler, Franz Edler von Zeiller, (Wagners) *Zeitschrift für österreichische Rechtsgelehrsamkeit und politische Gesetzkunde* 4 (1828) III, 450.

¹⁶ Pratoevera, *Skizzen* 68/3; vgl. auch *Materialien 1* (1815), 242. [訳注：原論文に用いられた“politischer Code”の訳語はひとまず「行政法典」に統一した。ただしゾンネンフェルスにあっては実質的に「憲法典」の機能を備えたものを意図していたことは，文中の説明の通りである。]

基本法そのものが念頭に置かれていた¹⁷。しかし、プラトベヴェーラからみればこの計画はどのみち破綻するに違いなかった。なぜなら、「行政の諸原則は…時代や慣例に応じて常に変化する」し、とりわけ「制限のない君主国の友」は、そのような「自身を束縛する窮屈な枷を避けようとする」からであった¹⁸。したがってゾンネンフェルスの考えは、宮廷では一オグリスが確認したように一「賛同（ただし、弱弱しい）と同時に冷淡な懐疑」も引き起こした¹⁹。宮廷ではさらに、ゾンネンフェルスは「空論家」とであると公然と非難され、「彼の諸提言は最初から実現不可能な空想の産物」だとして軽んじられた²⁰。とりわけ國務院からの反発にもかかわらず、行政法典の作業が完全に停止されることはなかったが、とりたてて特筆すべき成果もないままに停滞していた。なぜなら、とりわけ、その基礎とされる一1781年以降収集された一行政法規集が、しまいまで完成することがなかったからである。プラトベヴェーラは、それについて簡潔に記録している。「[委員長の] ロッテンハンも [副委員長] ゾンネンフェルスも…何等かの集録化を経験したことがなかった。いや、一度も暫定的な整理された規範集の完成すらしなかったのだ」²¹。

さらに、「権力者たちの陰謀と嫉妬によって」一変節的な成り上がり者として²²一政治に関する最終的な決定をする小集団には決して入れられなかったのだ、とゾンネンフェルスが「しばしば苦々しく」自分に不満を訴えていた、ともプラトベヴェーラは報告している。もちろんそれは「年老いたゾンネンフェルスの自尊心には痛く応えた」²³という。オグリスの総括によれば、「行政法典に関する不首尾は、ゾンネンフェルスの影響と彼の価値をよく示していた」。ゾンネンフェルスの逝去（1817年）の後、その翌年には委員会も解体した²⁴。ゾンネンフェルスも単なる凡庸な法律家として評価されることとなった。レオポルト・プファフ(Leopold Pfaff)などは、ゾンネンフェルスに関して、「法律学、とりわけ私法学の分野の仕事は、どうみてもゾンネンフェルスの得意分野ではなかった、としか思いようがない」という見解だった²⁵。同時代人のプラトベヴェーラには、「ゾンネンフェルスは、思慮深さや忍耐、そして実務的視野にも欠けているように見えた」。なぜなら「はかりしれないほどの自尊心」が、まさに「この人の…性格の際立った特徴」だったから、というのである。その一方で、

¹⁷ Ogris, Sonnenfels, 43, 49f.

¹⁸ Pratoevera, Skizzen 68/4.

¹⁹ Ogris, Sonnenfels, 50f.

²⁰ Höslinger, Als Student im josephinischen Wien. Aus Carl Joseph Pratoeveras Selbstbiographie, in Springer/Kammerhofer, *Archiv und Forschung. Das Haus-, Hof- und Staatsarchiv in seiner Bedeutung für die Geschichte Österreichs und Europas* (1993), 147.

²¹ Pratoevera, Skizzen 69/1 und 2.

²² Ogris, Sonnenfels, 93.

²³ Höslinger, Pratoevera, 147.

²⁴ Pratoevera, Skizzen 69/1; Maasburg, Justizstelle, 310 FN12.

²⁵ Pfaff, Ueber die Materialien des österreichischen allgemeinen bürgerlichen Gesetzbuches, (*Grünhuts*) *Zeitschrift für das Privat- und Öffentliche Recht der Gegenwart* 2 (1875), 273. 私法分野における法改革者としてのゾンネンフェルスの意義については以下を参照。Ogris, Sonnenfels, 86; いわゆる法改正宮廷委員会において、ゾンネンフェルスは一時的に、たとえば婚姻法に関して係官を務めた。Ofner, *Der Ur-Entwurf und die Berathungs-Protokolle des Oesterreichischen Allgemeinen Bürgerlichen Gesetzbuches I* (1889) 67 in FN. 刑法におけるゾンネンフェルスの意義については以下を参照：Ogris, Sonnenfels, 45:ゾンネンフェルスはすでに 1787/88年の刑法典影響を与えていたが、特に影響を与えたのは 1803年刑法に対してである。そのために、彼は、「第二部 重大なポリツァイ令違反」の草案を作成した。

プラトベヴェーラが余人に先駆けて捧げたゾンネンフェルスへの追悼文には、もっと穏やかな語り口が認められた。立法作業宮廷委員会行政関係法制部は「オーストリアの学者および国家官僚のなかでも極めて名高い泰斗であるゾンネンフェルス副委員長（1817年4月25日没）がこの世を去ること」²⁶を悼む、とプラトベヴェーラは当時、畏敬の念をこめて述べていた。その一方、回想録のなかでプラトベヴェーラはまた、ゾンネンフェルスが「当時の枢密顧問官の誰よりも長く生き続けるだろう」とも確信していたのだ²⁷。

3. 他の同僚について語るプラトベヴェーラ：「宮中に参内資格のある公僕には…立法作業を任せられない」

プラトベヴェーラは『素描』のなかで、宮廷委員会における他の特定の陪席委員たち²⁸についても、どちらかという軽蔑的かつ批判的に語っている²⁹。しかも、司法行政についての皇帝の独占的政策に対する一般的な批判と関連づけながらであった³⁰。皇帝フランツは「神聖ローマ帝国が、ライン同盟とナポレオンの保護領（1806年）によって最終的に解体されたとき」、「寛大にも帝国官房、そして帝国宮内法院の委員に、オーストリアの公僕としての雇用を」提供した。実際には、このことも、少なからず利用されていたのだが。いまや、これらかつての神聖ローマ帝国官僚が「オーストリアの同僚」に混じって席に着き、「宮中に参内資格のある公僕」としてオーストリアの官僚の「地位とより高次の給与を」受け取っているのだ、とプラトベヴェーラは述べる。帝国宮内法院の学者団のなかには、たとえば立法作業宮廷委員会にフリードリッヒ・クリスチャン・ゲルトナー(Friedrich Christian Gärtner)、ヨハン・ルドヴィヒ・ウェルナー(Johann Ludwig Werner)、およびヨハン・バルタザール・オッケル(Johann Balthasar Ockel)がいた。プラトベヴェーラによれば、オッケルは「最も学識が深い」人物だったとされた³¹。三人とも最高司法局の宮廷顧問官も務めていた。もちろん「立法作業を任せられず、オーストリアの組織へと選任された」という。ゲルトナーとウェルナーは、のちに「相次いでオーストリアの裁判所の長官」となり、時折、立法作業宮廷委員会の指揮監督も任されるようになった³²。かつてヴェッツラーの帝国最高法院裁判官だった宮廷顧問官会議議長フィリップ・カール・エッティンゲン(Phillip

²⁶ Materialien 3 (1817), 272. プラトベヴェーラが強調しているように、ゾンネンフェルスは「財産もなく」逝去した：Höslinger, Pratobervera, 147.

²⁷ Höslinger, Pratobervera, 146, 147. プラトベヴェーラの評価は全く正しかった。ゾンネンフェルスの名前は、今でも最近のドイツ語圏の法学者事典に掲載されている：Stolleis, Juristen 592ff.; Kleinheyder/Schröder, *Juristen* 260-264.

²⁸ ツァイラーとハーンを除く：Neschwara, Pratobervera, in FS Baltl (1998), 224.

²⁹ Pfaff, *GrünhutsZ* Vol.2, 273 も、後に以下のような評価をしている：一般民法典編纂に参加した宮廷委員会の委員たちは、プラトベヴェーラにとっては、ただの「甚だしく凡庸な法律家たち」にすぎなかった。

³⁰ Pratobervera, *Skizzen* 70/4.

³¹ Pratobervera, *Skizzen* 70/4. ところでオッケルは、かつて帝国都市フランクフルトの法律顧問でもあった。この人物について、そして一般民法典の最終編纂への彼の関与については以下を参照：Neschwara, Pratobervera, in FS Baltl (1998) 213 sowie in FN 43 und 45, 215 in FN51 und 53.

³² Pratobervera, *Skizzen* 71/1. ゲルトナーについては Maasburg, *Justizstelle*, 102: ゲルトナーは、1796年から帝国宮内法院学者団の陪席を勤めた後、1807年に宮廷顧問官として最高司法局に転任、1814年に宮廷委員会においても委員として参加、1818年には暫定委員長となった。ハーンの逝去から空席であったためであるが、1828年まで務めた。1817年には下オーストリア控訴裁判所副長官、1824年にはようやく長官となった。この点につき以下も参照せよ。Materialien 4 (1820), 349. ウェルナーについては、Maasburg, *Justizstelle*, 214: ウェルナーは1791年から1806年まで帝国宮内法院に務め、1807年にはロッテンハンの推薦により、最高司法局に就任した。次いでグラーツ法院領

Karl Oettingen)たるや、1809年ロッテンハン(Heinrich Franz Graf von Rottenhan)の逝去を受けて最高司法局長官に昇進させられた。プラトベヴェーラの評によれば、この人は「人情があり、柔和な紳士だが、ドイツ普通法学者でもなければオーストリア法学者でもない。彼と司法にとって幸運だったのは、彼がこのことを自覚しており、…それゆえ顧問官たちのなかでは委託者として、とりわけゲルトナーを選出したということである」。エッティンゲンも—プラトベヴェーラによれば—「享樂的で、あらゆる類の喜びを厭わない貴族」にして破綻した財産状態で生きており、彼の顧問シュヴァルツェンベルク侯(Fürst Schwarzenberg)〔訳注：Karl Philipp Fürst zu Schwarzenber〕からの経済的援助に頼らざるを得なかった。「宮廷委員会の議長職は…」とプラトベヴェーラが³³—倫理的のみならず、とりわけ法的配慮からも—「他の人に委ねる方が、どうしてもよいだろう」と、1809年に逝去したロッテンハンの後継者として強く推したのは、マティアス・ヴィルヘルム・ハーン(Mathias Wilhelm Haan)だった³⁴。

4. 司法関連法制集について語るプラトベヴェーラ：「理性的な法令の公布」が欠けている

最高司法局顧問官および立法作業宮廷委員会陪席委員として勤務していた間に、プラトベヴェーラは「司法関連法制集の編集継続と出版」作業も任されていた。1798年以降滞っていた編集作業の補足と刊行に、彼は「国務院への加入まで12年もの間」携わっていたのだ³⁵。これを回顧して、彼は苦言を呈している。「混沌とした行政および司法法制集と、短期的な個別官公署の裁量事項は、無数にある」、しかるに「官報に理性的な法律の公布」をすることが欠けているという。「単独で法的効力」の認められる「公務としての司法関係法令集」自体、一般に法的安定性を有していない。というのも、文言上の形式を整える作業には、「実際には新たな法律あるいは厳密な解説」が伴うからである。しかし、それは立法者の意図に反する。しかも、司法法制集の購入費がことのほか高額であるため、官庁による全集も専ら個人所蔵にしかない。

邦法部の副所長、1811年には所長となり、さらに1822年ブルノ控訴裁判所長、1828年には立法作業宮廷委員会会長にも就任した。

³³ Pratobevera, Skizzen 70/2.

³⁴ Neschwara, Pratobevera, in FS Baltl (1998) 215 in FN55.最高司法局と立法作業宮廷委員会の指揮監督は、その後も分離していた。1841年に、ターフェ(Ludwig Taaffe)が再び恒常的に両者の機能を統合させた。Maasburg, Justizstelle 84: ターフェは1829年最高司法局第二副局長、その後1834年から1848年まで局長、1840年11月21日以降、1848年3月に辞任するまで立法作業宮廷委員会の会長を務めた。その後、1848年3月20日から4月22日という短期間ではあるが、司法大臣をも務めた。

³⁵ Pratobevera, Skizzen 69/1 und 2: このことは1814年当時だったと考えられる。しかし、いつ彼が実際に編纂していたのかは定かでない。1814年から12年を逆算すると1802年になるが、この時期にはまだ彼は最高司法局に全く勤めていなかった。司法法制集について定かでないが、最高司法局全体での編纂の開始も、ようやくプラトベヴェーラが国務院に入った後のように推測される。つまり、最初の継続は1798年から1803年、第2回が1804年から1811年、第3回が1811年から1817年であり、それぞれ1816年、1818年、1820年に公刊された。もしかするとプラトベヴェーラも12年というときに国務院退職までの時期を考えていたのかもしれない。それなら、その退職が1819年であったので、そこから12年を逆算すると、1807年が、すなわち彼の最高司法局に就任して間もなくの時期にあたるといえよう。実際に、(1819年を含めて)1808年からの正しいように思われる。以下も参照。HHStA〔訳注：Haus und Hof- Staatsarchiv〕, Nachlaß Pratobevera, Karton 6: ここには1808年の規範委員会(Normalienkommission)への任命書が納められている。

プラトベヴェーラにとって問題だったのは、精確な解釈の適用範囲だった³⁶。圧倒的に多かったのは、個別に諸官庁に宛てられた「付随的諸命令」であって、その大半は諸法の適用にあたって生じた疑問について、立法者に向けられた照会への回答だった。しかしながら、個々の裁判所への照会に対する回答の公表方法からは、これが他の諸邦の諸官庁においても類似の問題の対処に用いられていたのかをうかがい知ることは、多くの場合きわめて難しかった³⁷。

5. 国務院委員について語るプラトベヴェーラ：「古くから勤めていて、多くは愚かしい宮中各局の長たち」

プラトベヴェーラは一時的に、1814年末から1819年の春まで、立法作業宮廷委員会に携わっていなかった。1814年の秋、彼は国務院における「司法及び立法」部担当官として召喚された。一般民法典の「再調査」の頃から知り合いだったアントン・プレーガー(Anton Pfleger)³⁸が指揮する部署に、プラトベヴェーラは1818年末まで勤めていた。それについて、彼は『素描』のなかで、以下のように書き残している。「国務院へ自分が指名されたことに、最高司法局の同僚たちは、少しも悪意をもってみるようにはならなかった。…ただ、カトリック教徒でないため国務院への任用に算入されていない宮廷顧問官ゲルトナーだけは、自分が冷遇されていると言って、私に対して延々と苦情を申し立てた」。しかしながらゲルトナーは、—プラトベヴェーラも含めた—推挙によって1817年に下オーストリア控訴裁判所の副所長へと任命され、昇進した³⁹。

国務院においてプラトベヴェーラは、まずは員外担当官としてプレーガー直属で任務を割り当てられた。しかし、「皇帝陛下に向かって…頻繁に」自身で報告しなければならなかった⁴⁰。この部署の権限では、ハンガリーと軍政国境地帯を除く帝国全域の一般市民および軍人に関する法制を扱った⁴¹。とくに仕事が増加したのは、「争いある」1816年⁴²の財政特許状発効についてと、1815年以降の領土取得・回復のための再編に関わるものだった—そのためにも、「少なくとも国家レベルや省庁レベルの委員会が三つ以上必要」だったという。しかし、プラトベヴェーラが『素描』のなかで、とりわけ意気消沈したと述べているのは、「位階称号が…実にしばしば古くから勤めていて、多くは愚かしい宮中各局の長たちに授与されていたし、今もされている」ことだった。「それどころか、もっと正確にいと、宮廷委員会の係官たちは、事実上国家および大臣たちなのだ。すなわち、(彼らは)国家機構の機能を作動させているのだ」と。プラトベヴェーラは、そのうえさらに「だから、彼らこそ、事実上の国家

³⁶ Pratobevera, Skizzen 69/4.

³⁷ これについては、Neschwara, Die Geltung des Österreichischen Allgemeinen Bürgerlichen Gesetzbuchs in Ungarn und seinen Nebenländern von 1853 bis 1861, ZRG/GA 113 (1996), 367.を参照。

³⁸ Neschwara, Pratobevera, in FS Baltl (1998), 215f.

³⁹ Pratobevera, Skizzen 90/2 および 90/3; 以下も参照。Maasburg, Justizstelle, 102.

⁴⁰ Pratobevera, Skizzen 87/1: プラトベヴェーラの言によれば、彼は立法作業宮廷委員会からプレーガーとも面識があったものの、それまでは「個人的な関係」があるに過ぎなかった。Pratobevera, Skizzen 89/1 参照。

⁴¹ Pratobevera, Skizzen 82/4.

⁴² この財務特許状(Finanz-Patent)には40件もの解説や補足がつく。さらにこの法令集に収録されている司法に関わる法律・規則(Gesetze und Verfassungen)は1780年から1820年(1823年)までの間に256件にのぼる。

の大臣たちなのだ」とまで言う⁴³。

その部局で唯一の係官として、プラトベヴェーラは誰よりも用務で忙殺されていた⁴⁴。彼の息子のアドルフも、そのことを証言している⁴⁵。プラトベヴェーラは「職場ではなく自宅で働いていた…冬の早朝からろうそくの灯をともし、夜遅くまで、来る日も来る日も部屋で机に向かっていた…当時はこれっぽっちも休息をとることができなかった」と。

6. 国務院係官としてのプラトベヴェーラ：「自発性という点では麻痺し、偏見にみちていた」

プラトベヴェーラはますます「不快で絶望的」な気持ちになっていったが、「彼より高い位階をもたないどの委員たちよりも働いた。加えて、すでに一むろん意図的ではないが—自分が「邪魔をしている」⁴⁶ 他の同僚たちよりはるかに高齢だった。なかでも、プラトベヴェーラは、当時の宮廷財務庁長官「ヴァーリス伯(Graf Wallis) [訳注：Josef Graf Wallis]のご不興」⁴⁷を買っていた。というのも、「数多くの苦情や照会が寄せられるたびに、頻りに財政特許状の序列についての深刻な不備を…お決まりのように言及し」なければならなかったからである。そのことは、「しかし、諸法の起草者としての」ヴァーリス伯にとって「もしかすると皇帝自身にとっても、決して歓迎されることではなかった」。プラトベヴェーラは、国務院における苦労を耐え忍んだ。しかしながら、彼自身が「完全に成果を得られるというわけでもなかったが、草案や提案を」作成することができた最高司法局や宮廷委員会とは異なり、そこは「自発性という点では麻痺し、偏見にみちていた」ことに気づいた。それでも一家族のことを考慮して—「ウィーンを離れることは望まなかった」。しかしながら、国務院を退職するというプラトベヴェーラの決断を、1814年以前の最高司法局オーストリア部門時代の同僚にして、当時は下オーストリア控訴裁判所長に昇進していた国務院副議長フェルディナンド・フェヒティヒ(Ferdinand Fechtig)⁴⁸は支持した。フェヒティヒはプラトベヴェーラに対して、下オーストリア控訴裁判所の副所長の地位に転任を希望するように勧め、1818年末に—おそらくフェヒティヒの推薦によって—フリードリッヒ・クリスチャン・ゲルトナーの人事異動の補充ということで、実際に成功した。ゲルトナーは前述の通り、この地位から最高司法局へ、第三副局長として転任していたのだ。

自らの意思による国務院からの退職を回顧して、プラトベヴェーラは次のように言い切る。「一介の役人が、王冠に近いところから自発的に遠ざかるということは、稀有な事態だった」。また『最も高

⁴³ Pratobevera, Skizzen 87/4, 88/1.

⁴⁴ Pratobevera, Skizzen 87/1. (彼は、プレーガーとは、立法作業宮廷委員会で面識はあったにもかかわらず、それまで「ほとんど個人的交流は乏しかった」) および 89/1.

⁴⁵ Pratobevera, Erinnerungen, 125, bes FN*; Pratobevera, Skizzen, 94/1.も参照。プラトベヴェーラは、1817年に数週間にわたる休養のための休暇をとっている。しかし、まだ休暇の最中に、1816年に特権を与えられたオーストリア国立銀行の定款作成のため、委員会に召喚された。国立銀行では、1818年に、通貨制度の再編成のための発券銀行として、新金融特許状(PGS44/70及び71)との関係で、創設されていた。Pratobevera, Skizzen 94/2.

⁴⁶ Pratobevera, Skizzen 95/1, 95/2.

⁴⁷ Maasburg, Justizstelle, 80: 1817年末から1818年末まで、彼は、(逝去までの短い間)同時に、最高司法局の局長でもあった。

⁴⁸ フェヒティヒは、1799年から1801年にかけて立法作業宮廷委員会の陪席を務めた後、国務院に就任、1818年に下オーストリア控訴裁判所長官を引き受け、それから、1824年には最高司法局の副局長、1829年には局長となった。これに加え、1834年には国務院司法部長に任命された(Maasburg, Justizstelle, 83.)。

い場所』からそこへ異動させられた、と解釈された」⁴⁹。

7. 『資料集』について語るプラトベヴェーラ：「ツァイラーによる年刊論集の、全くの失敗作とはいえない続編」

国務院は、プラトベヴェーラ自身にとって決して居心地よいところではなかった。しかし、ここで彼は久しく懸案であった「学術書を刊行する」という願望を実現することができた。プラトベヴェーラは一自身の述べるところによれば、繰り返しカール・アルベルト・カンプトツ(Karl Kamptz)とカール・ヨーゼフ・アントン・ミッターマイヤー(Karl Joseph Anton Mittermaier)から学術論集を刊行するよう要請されていたのだ⁵⁰。しかし、彼が最高司法局と立法作業官廷委員会に勤務している間は機会に恵まれなかった。1811年—一般民法典編纂終了直後—プラトベヴェーラはすでに学術書刊行について計画をたて、自身が編集者となって雑誌を刊行する準備をしていた。しかし、1812年冬には死に至るほどの重篤な病に倒れたため、ようやく1814年になってから刊行された。創刊号は『オーストリア諸邦における法律学と司法についての資料集』である。

プラトベヴェーラ自身は、『資料集』を「宮廷顧問官ツァイラーによる早期に終了した年刊論集の、全くの失敗作とはいえない続編」⁵¹と評していた。しかしながら、彼の『資料集』編纂にあたっては、「範例に倣う」のではなく、「より高次の趣旨」に沿って以下のような目的設定をすることが強調されていた⁵²。裁判所法のあらゆる分野に関する「進み続ける立法史、新旧法制の詳述」は、「不備の多い諸法と法制度に関する率直な叙述」と「改善のための思慮深い諸提案」によって補われる。この法政策上の願望とは別に、『資料集』は法実務へも強く志向しているとされる。この書籍が主たる対象とする読者層は「裁判官と弁護士」層、すなわち当時の理解でいうところの「実務家」であったが、この人たちは「思弁的な学識者」にして「善意の夢想家であって…容易に古きものへの重度の依存に陥

⁴⁹ Pratoevera, Skizzen 96/3. 国務院においてプラトベヴェーラは、最高司法局宮廷顧問官であるカエタン・ミュンヒ(Kajetan Münch)によって交替させられた。ミュンヒについては、Maasburg, Justizstelle, 224を参照：ミュンヒは、まず1815年に、ブルノ控訴裁判所の合議部であったが、1815年のうちに最高司法局の員外係官として異動となり、1817年には、立法作業官廷委員会会員となった。そこでは特に、プラトベヴェーラがそれまで手掛けていた司法法制集の継続に助力せねばならなかった。しかし、すでに1818年には、国務院のReferentへと異動となり、そこでは1827年に国家および会議顧問官に昇進した。これについては、AllgemeinesVerwaltungsarchiv Wien (AVA), Oberste Justiz, Hofkommission, Karton 9, HC II 17.も参照。

⁵⁰ Pratoevera, Skizzen 80/3. Pratoevera, Zur Erinnerung, 123.も参照。カール・カンプトツについてはNeue Deutsche Biographie 11, (1977), 95f.; この人物はJahrbücher der Preußischen Gesetzgebung, Rechtswissenschaft und Rechtsverwaltung (1812ff)の編集者であった。カール・ヨーゼフ・アントン・ミッターマイヤーについては以下を参照。Neue Deutsche Biographie 17 (1994), 584f.; 彼はArchiv für Kriminalrecht (1816ff.)の共編者であった。

⁵¹ Materialien 1 (1815), Vorerinnerung VI; 以下も参照, Pratoevera, Skizzen 70/4; Pratoevera, Zur Erinnerung, 123.

⁵² ツァイラーの雑誌は、1806年から1809年にかけて、第1版が『オーストリア領邦の立法論および法学の年刊論集 (Jährliche Beyträge zur Gesetzkunde und Rechtswissenschaft in den österr. Erbstaaten)』という誌名で、全4巻刊行された。それは、1810年から1811年まで、内容の変更はないまま、新たに『刑事および民事司法学の分野における最新オーストリア法学にむけての準備作業』という誌名のもとで、刊行された。ツァイラーの雑誌は、その主要部分において、オーストリア法制史と民法、刑法の多様な問題についての多数の論説から構成されていた。さらに、その雑誌は、国内、外国とりわけドイツ同盟諸邦や部分的にフランスの法学書の新刊に関する広範囲な広告も含まれていた：Kudler, Wagners Zeitschrift 4 (1828) III, 451, は正當にも、プラトベヴェーラの『資料集』は「年刊論集の続編とみることができる」と主張していた。

りやす」かったという。むしろ「大学と法廷の結びつき」、すなわち、司法と学問との連携によって「恣意的な、あるいはつじつまの合わない実務に対して法の支配を維持する」ためには、いうまでもなく、「講壇から発せられる見解」と「才能、知識と経験」によって獲得された「資格ある法曹」としての知見も相互に補完されるべきとされた。すでに 1815 年に第 1 巻の序文において明言されたとおり、プラトベヴェーラの『資料集』編纂は、「もっぱらオーストリア諸邦の諸法制、司法制度および我々の必要性」に合うよう特化していた。したがって、プラトベヴェーラの雑誌の限定された目的ゆえに、「諸外国の様々な法律文献」は、報告に含まれなかった。専ら「国内立法に関わる諸論稿だけが、批判的な文献への指摘とともに、読者に対して示されるべきであるとされた」⁵³。もっとも、プラトベヴェーラは自身を顧みて「オーストリアの法学部における法学教育に対する批判と関連して」自身が、将来的に諸外国との一段と進んだ学術的交流を熱く支持する者であることを宣言し、かつ、以下のことを要求する。「オーストリアは、…より賢明なフランス人、イギリス人およびロシア人たちのように、自国出身ではない才能のある人々を自発的に助成し、そして外国が尊大に優越性をひけらかすようになって、ひたすら受け流すよう要求する」⁵⁴

1815 年、プラトベヴェーラは雑誌の「第一巻を公刊」した。その際、ツァイラーとハーンの態度表明に関する論稿も掲載した⁵⁵：「二人の法典編纂者たちが、初の試みに強く賛同して参加してくれた」。なかでもツァイラーが「快諾した原稿はプラトベヴェーラに、…大変に示唆に富んだ喜びをもたらすものである」と断言していた。とりわけ、それには「立法と司法行政に向けてたくさんの適切な指摘」が含まれていた。「本誌は、不快なものから程遠い」、すなわちツァイラーは「民法典に対する書評に対する私の反論⁵⁶に関わらず、公正な評価が下されていると考えた」とも理解していた。さらには、雑誌についてのツァイラーの見解をプラトベヴェーラが「検閲したい」というならツァイラーは「喜んで応じる」と請け合っていたのだ。ハーンも「良識にみちた刊行をプラトベヴェーラが望んだことに、何も不快な点は見つけなかった。この雑誌は喜んで読んだ」と述べた。

ハーンやツァイラーの態度表明を振り返って、プラトベヴェーラは以下のように語る⁵⁷。「これらの二人の権威ある学者たちに、私は本誌第 1 巻、さらには『資料集』の続刊にあたり、検閲官の立場からの苦情も、警察局長の立場からの苦情も受けることはなかったことを感謝している」。プラトベヴェーラは、検閲に対して、雑誌の中でも「宮廷委員会の司法局令における意見表明と指示を簡潔に伝えたい」という理由で、抵抗しようとした。なぜなら、そうすることが「最新のオーストリア法制史の指導原理としても、そして、法律委員会の重要な準備作業の知見のためにも、実務上、有益と思われた

⁵³ Materialien 1 (1815), Vorerinnerung, VI (VII).

⁵⁴ 「人々が望んだのは、官僚と決まりきった仕事をする人のみであって、ゲッティンゲン、ライプツィヒ、ベルリンの教授たちに対抗しようとしたり、論稿で交流を持ったり、ということが出来るような学者を望んではいなかった」：Höslinger, Pratoevera, 148.

⁵⁵ Pratoevera, Skizzen 80/4 und 81/1. ツァイラーの態度表明の全文についての出典 HHStA Nachlaß Pratoevera, Karton 19, unter den „Miscellanea Carl Joseph Freiherrn v. Pratoevera betreffend“.

⁵⁶ これについては、Neschwara, Pratoevera, in FS Baltl (1998) 223 und in FN 99. ツァイラーが考えていたのは、プラトベヴェーラと共著で『資料集』の第 1 巻に掲載された「諸外国の文献におけるオーストリア一般民法典の紹介と書評」のことだった：Materialien 1 (1815), 174.

⁵⁷ Pratoevera, Skizzen 81/1.

からである」。しかし、プラトベヴェーラが特に「検閲という苦情」に立ち向かうための根拠としたのは、以下のような理由だった。すなわち「オーストリアの司法とその欠陥、さらに、それまでオーストリアにおける機密文書として主張されがちだった」⁵⁸官公署の文献より導き出される多くの結果についての情報を公衆に伝えることを意図していたというのだ。すでに『資料集』の第1巻についての「覚書」の中で、彼は、この新作を誇らしげに述べた「ところで、我々の祖国においても、官公署の文献の公的かつ適切な利用が拒否されることがないことに人々は気づかされる」⁵⁹。

1814年に予告されながら、ようやく1815年に刊行された第1巻に「できるかぎり同じように、しかし自由な間隔で」続刊が続くはずだった。2巻目もまた、予定通りの1814年ではなく1816年ようやく刊行された。なかなか刊行できなかつた決定的な理由は、とりわけ国務院における係官としての彼の仕事が過重であったことにある。「著述という労力」はまさに「仕事に忙しい人にはめったに許されない」と彼は第一巻のはしがきにおいて断言する。そして、あきらめて以下のように続けている『資料集』は、存在を続けるよう努めねばならない。たとえ、編集者の生活環境が不利な状況に置かれていたとしても⁶⁰。プラトベヴェーラにとっては「雑誌は、重要な寄稿による援助によってのみ、継続的な価値を確保することが明白」であった。その際に、たとえばツァイラーやその他の立法作業宮廷委員会のかつての同僚たちといった「数名の友人たちによる確約された快諾」を当てにしていた。その中には、ゲルトナー(Conrad Gärtner)、ドリナー(Thomasu Dolliner)およびヴァーグナー(Vinzenz August Wagner)、さらにはイエヌル(Sebastian Jenull)、後には1828年から1838年にかけて1803年刑法典の修正特別委員会で同僚であった人々、および一般民法典に関する当時の最も重要な注釈者たち、すなわちニッペル(Franz Xaver Nippel)、シュスター(Michael Schuster)、およびヴィニワルター(Josef Winiwarter)たちが含まれていた。プラトベヴェーラはまた、自らも筆者として12編の論説と18編の判例評釈、うち刑法に関して6編、民事訴訟法について12編を著している。さらに、「司法法制に関する宮廷委員会の諸意見」についての定期的な報告と「オーストリア立法史の最新の観点についての論文集」、さらには「刑事・民事司法についての速報」も掲載し、かつ、国内外の諸文献についての紹介を付した小論や追悼文も執筆した⁶¹。

1824年までに『資料集』は第8巻まで刊行され、廃刊となった。その後、ヴァーグナーの了承を得て1825年から『法学および政治的な法の知見のための雑誌』が後継誌となった⁶²。その雑誌にはプラトベヴェーラも1827年まで何編かを寄稿した。プラトベヴェーラの論稿は内容上、非常に多岐にわたっている、主に民事訴訟法や刑法、特に刑事訴訟法と行刑法制のテーマが多いが、さらには民法と登記法に関するもの、はては公法や国教会法、法政策や立法史に関する諸論稿も含まれていた。著作リストは50項目以上におよぶ。したがってプラトベヴェーラは、当時のオーストリア帝国で最も多くの

⁵⁸ Pratobera, Skizzen 80/4.

⁵⁹ Materialien I (1815), Vorerinnerung, VIII.

⁶⁰ Materialien I (1815), Vorerinnerung, V: 「長期にわたる自分の健康状態の悪化による中断と、山積する仕事のため、出版が遅れてしまった」と指摘する。

⁶¹ Materialien I (1815), Vorerinnerung, VII und VIII. Vgl. das Gesamtregister in Materialien 8 (1824)

⁶² ヲグナーは1826年以降、立法作業宮廷委員会におけるプラトベヴェーラの同僚であった: Haimeri, Nekrolog, WagnersZ 1838 III, Anhang I; Maasburg, Justizstelle, 248, 311, 314.も参照。

著作物を著した法学者の一人であった。彼を上回っていることが明らかなのは、70 編以上の著作があるツァイラーだけである⁶³。

「ツァイラーや他の先人たちがしたように」プラトベヴェーラは、彼の『資料集』を誰にも献呈しなかった。専ら皇帝（フランツ 2 世）と皇太子（フェルディナンド 1 世）にのみ「合冊となった豪華装丁」本を献上した。しかし「皇帝陛下も皇太子殿下も、当時、私に、何ら賞賛の印を与えてはくれなかった」⁶⁴。経済的にも、彼の雑誌は成功しなかった。ガイスティンガー出版社から無料で献本されたのは、全部でたった 36 部だけで「それが私の報酬の主要部分でもあった」⁶⁵。そのほか 16 グルデンを印刷全紙につきもらえたが、そこから寄稿者へ「寄稿割合に応じて送付した」と彼は断言している。

プラトベヴェーラが最後に報酬の支払いを受けたのは、ガイスティンガー社の倒産直前のことだった⁶⁶。「私の著作業の金銭上の利益は、とても貧しいものであった」とプラトベヴェーラは諦めがちに回顧して認めている。それでも「わたくしが今も残念に思うのは」、一すなわち 1840 年頃に、「まだ『資料集』の編集を提供できていないことである。それらは、私が知りうる限り、年代記編纂と実務にとっていくらかの役に立ったはずであった」⁶⁷。

プラトベヴェーラは自身の雑誌によって、法律関係出版文化のための事実上の指標となっている。彼の『資料集』は、「わが国の法学文献の新時代の始まり」⁶⁸と言われている。そのことは、息子のアドルフが、父への追悼文において、『資料集』の影響を 1853 年に評価していたとおりでである。すでに 1852 年に、レオ・トゥン=ホーエンシュタイン(Leo Thun-Hohenstein)教育大臣が閣僚会議において一オーストリア一般民法典のハンガリーへの導入をめぐる議論に関連して⁶⁹、次のように述べていた。「著名なプラトベヴェーラの『資料集』が刊行されてより後は」、オーストリアの私法学は「実務のために利用される手引書にすぎない」⁷⁰。したがって、プラトベヴェーラの『資料集』は学問史のうえでもきわめて注目されるに値する。それは「さまざまに活用できる、初の法学著作シリーズ」とみなされている⁷¹。

8. 時流に適った法の発展について語るプラトベヴェーラ：「旧きものを新しきものに架橋する」もの

⁶³ Stubenrauch, *Bibliotheca juridical austriaca* (1847) Nr. 3058-3109. ツァイラーのそこに列挙された業績には、一連のイタリア語への翻訳も含まれる。したがって、相当数のタイトルが、シュトゥーベンラウフによって重複して挙げられている。

⁶⁴ Pratobefera, *Skizzen* 81/4, 82/2.

⁶⁵ Pratobefera, *Skizzen* 81/4.

⁶⁶ Pratobevera, *Skizzen* 82/1. ガイスティンガー社は、軍事法令集を大量に発行するときに読みを誤っていたのだが、結局それを途中でやめることはできなかった(Pratobevera, *Skizzen* 82/2)。

⁶⁷ Pratobefera, *Skizzen* 82/2.

⁶⁸ Pratobevera, *Zur Erinnerung*, 123 FN*. *Allgemeinen Österr. Gerichts-Zeitung* 1853/Nr. 148 の死亡広告でも言及されている。

⁶⁹ これについては、Neschwara, *Das Allgemeine Bürgerliche Gesetzbuch in Ungarn, in Brauneder (Hrsg) Österreichs ABGB. Eine europäische Privatrechskodifikation, Teil I: Das ABGB in Österreich, Liechtenstein sowie Ungarn samt Nebenländern (in Vorbereitung)*.

⁷⁰ *Die Protokolle des österreichischen Ministerrats 1848-1867 III/1* (1975), 66.

⁷¹ Baltl, in Brauneder, *Juristen*, 121.

でなければならない

おそらく 1840 年頃に—プラトベヴェーラは『素描』の中で「先頃」と記録している—、『資料集』に収められた彼の諸論稿を個別にまとめて編集するという申し出があったが、そのためには抜本的に書き直す必要があるとプラトベヴェーラには思われた。なぜなら「実定的かつ歴史的なものは、あるいは廃れるか、1814 年以降に発表された多数の解釈と新たな秩序によって、適用できなくなっていたからである」—プラトベヴェーラ自身が立法作業宮廷委員会での仕事から、身をもっていやというほど思い知ったことには—「30 年来、新たな法律草案も作り上げられていた」。しかも、そのほかの理由によっても改訂ができるような状態にはなかった⁷²。その一つは健康上の理由による。ほかには、とりわけプラトベヴェーラによって喧伝されていた刑法典の改正に関して、「二度と…改正の乱用や必要性について、自制的に語る決心がつかないから」というのだった。

プラトベヴェーラは—少なくとも、回顧的には—闘争的だったと自分で述べている。しかしながら彼は、現役の官僚としても自身の政治的態度をはっきりさせていた。バルトルは、特にプラトベヴェーラによって目的設定が強調されている『資料集』第 1 巻の「巻頭論文」を、「きわめて明確に…法学的および政治的に精巧さと、彼の政治に関する勇気を発揮する」ものと評価している。ここでは、改革に対する筆者の意見が、極めて優れて要約されている。というのも、彼は 1815 年以降、次第に再び勢いを増してきた絶対主義を抑制しようとしていたからである。この論稿—「司法の対象と行政の対象との区分について…」—によって、プラトベヴェーラは「危険な道」を歩んだのだ。「厳しい綱渡り」をしていた。しかし、彼は自身の論稿のなかで—明白に述べているわけではないが—「支配者層」を限定することを支持している。もっとも、その際に「最高の『権威』による君主制」と『代表機関とともにある民主主義体制』を区別していないのであるが⁷³。しかし、プラトベヴェーラは、国家形態を分類することではなく、国家の機能と権限を区別することを重視していた。このことを、彼の回顧録『素描』も確認している。その中では、「抑えつけられることのない君主たちは、…あたかも、拘束力ある憲法が、彼らに超えられない境界線を予め用意しているかのように、その権力を使わねばならない。諸侯たちはいまや、この境界線を、その聖なるキリスト教に、あるいは哲学的な反マキアヴェリズムのなかに見出すことであろう」といった趣旨の発言をしている⁷⁴。プラトベヴェーラがこのほか苦心したのは、「司法事項」と「政治的」な諸対象との間での概念を精確に分けることであった。そして彼は、それゆえに徹底的に「自由で独立した裁判官」が、特に刑事司法のために要請される、と主張した。したがって、このような視点からプラトベヴェーラは、最高司法局の政治的機能も否定し、

⁷² Pratoevera, Skizzen 82/3.

⁷³ Baltl, in Brauner, Juristen, 122 ; ders. In Festschrift Sutter, 17.—HHStA, Nachlaß Pratoevera, Karton 6, „Einiges aus den Freiherrn Carl Pratoevera von Wiesborn, ここには、とくに（息子のアドルフが作成したのか）1838 年 12 月から 1841 年末までの「フランクフルト在住の息子アドルフにあてた書簡の抜粋」が保管されている。その一つ (27r) で、プラトベヴェーラは、匿名の筆者から「司法と行政の分離について。ライプツィヒ 1838 年」という論文が送られてきたと述べている。送り主は、「この『資料集』に関する私のたくさんの小論についてたいそう賞賛していた」ものの…「1814 年以降、それら（あるいは『資料集』に関する小論）を私はすっかり忘れていたようだ」。

⁷⁴ Pratoevera, Skizzen 82/3.

専ら裁判機関であると考え⁷⁵。行政と司法との区別をはかるプラトベヴェーラの尽力に照らしてみれば、彼にとって、明らかに絶対君主制国家も「社会」⁷⁶の基盤となる「主たる目的」ではない。しかし、プラトベヴェーラは、民主主義の対概念においてもこのことは実現しないと考えていた⁷⁷。フランスは「プラトベヴェーラが1815年ごろ、そのように考えていたのだが一大革命以来、いわば「北極星（導きの星）も羅針盤もなく、果てしない海原に」いて、「安定した秩序の基盤」を失っているという。しかも「最近の血にまみれた20年の間、再び秩序の安定を獲得するという努力は、ゴールに達していないように見受けられる」。それでも、プラトベヴェーラは意識的に法の発展の必要性を要求する。すなわち、「旧きものを新しいものに架橋する」ものでなければならない、というのである。なぜなら、「国家が過ちと不運の中に倒れたからといって、まだ中の子供ごと行水用のたらいを投げ捨てることは許されない」からであるという。

9. 「法典改善に向けた」プラトベヴェーラの道—「外国の法や制度」および「法制史」についての「知見」

フランスという外国支配のもと、分割された領土の再編に関連して国務院で携わった自身の仕事を通して、プラトベヴェーラは法政策的側面にも直面し、そこから全く実用的な利点を手に入れることができた。すなわち「その必要性から、外国の法や制度を知るという利点」である。「外国諸法と制度の知見」は、彼にとっては「法典の改善のための一般に認められた補助道具」の一つとしての価値さえあった⁷⁸。

プラトベヴェーラには、「国家法制を完璧なものに近づけ、周知された欠陥を改善するために、まとも踏み固められて行かねばならない複数の道」があった⁷⁹。すなわち「長年時が経った後…諸法律の定期的な改正」によって「とくに刑事法」は、定期的に「新たな批判」に定期的にさらされねばならない。それは「全面的な法システムの改正」という目的のためである。しかし、それに着手する前に、まずは「個別法による整備（改正法）と確実な公布」による「暫定的な修正」が必要である。「第三の道」は、さらに、法比較という枠のもとでの「法の教義あるいは学者の解釈」である。その際、プラトベヴェーラは法制史についても法律家養成の新たな科目として重要な位置づけを与えている。プラトベヴェーラは「かくも多様な帝国の諸地域のすべてについて、遠い昔から…ヨーゼフ時代の司法改革にいたるまでの法や、裁判制度および学説の発展が簡潔に描かれるような、簡約な哲学的法制史を修得することは…法学の研究にとって…まさしく魅力的なものとして有意義であろう」と考えた。雑誌が継続する場合に備えて、プラトベヴェーラはそのような法制史も視野に入れている⁸⁰。最後に、「法典を改正」するための「第四の」道は「判決例あるいは先例となる判例」である。すでにツァイ

⁷⁵ Kocher, *Höchstgerichtsbarkeit und Kodifikation. Die Oberste Justizstelle und das allgemeine Privatrecht in Österreich 1747-1811*(1979) 61. このほかの点では、プラトベヴェーラは、独立の要請も実際にはすでに実現していたとみていた。但し、ガリツィアの民法典第1部39条の参照箇所：同書75。

⁷⁶ Ueber die Gränzlinien zwischen Justiz- und politischen Gegenständen …, *Materialien* 1 (1815), 28

⁷⁷ *Materialien* 2 (1816), Vorerinnerung, VI (VII).

⁷⁸ 判例集についての言及は以下を参照 *Materialien* 5 (1821), 336 (345)

⁷⁹ *Materialien* 5 (1821), 338, 341, 344, 348.

⁸⁰ その実現は、続く数巻から雑誌の第8巻（1824）での廃刊まで保留されていた。

ラーは—プラトベヴェーラが 1820 年頃に指摘したところでは—そのような判例集を構想していたとのことであるが、健康上の理由から実現していなかったという。一般民法典（第 12 条）は、確かに原則として先例の拘束力を排除しているというが、まさにその先例こそが「立法者にとっておおいに有用な資料を将来の法典改正のために」役立った。

たとえばサヴィニー(Friedrich Carl von Savigny)のような法典編纂に対する批判者は、自身の要求をもってプラトベヴェーラのもとに、すなわち開かれた扉に入ってきた。ツァイラーの場合も同様であった⁸¹。彼は、プラトベヴェーラの『資料集』において 1822 年の一般民法典を「祖国の諸法律、とりわけオーストリアの諸法についての若干の覚書」⁸²という副題のある民法の論文で、サヴィニーの批判に反論した。「法を不断に改正すること」というサヴィニーの要求は—プラトベヴェーラもそうだが—、オーストリアにおいては、いずれにせよ、立法作業官廷委員会が「全ての法典に継続的な点検を受けさせ、照会によって疑問視された法令の部分に注釈を加え、法典を不断に改正する」ということによって実現された。プラトベヴェーラもまた—とりわけ一般民法典に関しては—、そのような「注釈と補足は避けられない」と考えていた⁸³。確かに、「優れた法典というものは、実定法によって規定されたすべての慣習的な事例を包含しているに違いない。しかし、「法の教義だけをもって、実際的な詳細」まで網羅されるはずはないだろう。さもないと「裁判官が…法典を適用するにあたり、ちょうど学派のように…争いある理論に陥ったり、ことさらに慣習法を漸次作り出していったりすることになるであろう。その際、裁判官たちには、決して並外れた洞察力と明敏さが必要であるとは考えもしない」という。今日ならば驚かれるかもしれないが、当時の裁判官職への資格要件が—弁護士資格とは異なり—博士号の学位取得によって修了する法学の学修を必要としていなかったことを考えれば、プラトベヴェーラが唱える異議は理解できる⁸⁴。したがって、立法者だけが実定法を確実に説明することができるという。しかし、言うまでもなく「安易になされることが多すぎる」、「往々にして、そのような解釈作業は惜しみなく、直ちになされ」、そして「註釈が註釈を生み…元の法文が消えてしまうまで註釈が積み重なってしまうものだ」⁸⁵。しかし、ツァイラーと同様プラトベヴェーラは、「自国の民法典の必要性」⁸⁶を主張する点では争いはない。立法者は「実定法典を監視されるようにすべきで

⁸¹ Zeiller, Von dem Testamente eines gerichtlich als Verschwender erklärten Vaters, nebst einigen Bemerkungen über vaterländische Gesetzbücher überhaupt, und das Oesterreichische insbesondere, *Materialien* 6 (1822), 318 (319); ツァイラーは、以下のように要約した：「法の分かりやすい手引書」、「特別法の布告」、「統一的な判決の実施」、「慣習の収集」、「繰り返された法改正」。

⁸² Zeiller, *Materialien* 6 (1822), 318 (319f).

⁸³ Zeiller, *Materialien* 2 (1816), 172FN* (Anmerkung Pratobevera).

⁸⁴ これについての概要は、Markel, *Der Richter*, in: 200 Jahre Rechtsleben in Wien. *Advokaten, Richter, Rechtsgelehrte* (1986), 172f.; Neschwara, *Die Entwicklung der Advokatur in Cisleithanien/Österreich im Spiegel der Gesetzgebung vom Ende des 18. Jahrhunderts bis zum Ende der Monarchie 1918*, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung* 115 (1998), 444f.

⁸⁵ Pratobevera, *Materialien* 5 (1821), 341 (342f). 三月前期当時の理論と実務については以下を参照：Gruber, *Authentische Interpretationen und Novellen zum ABGB 1811 von dessen Inkrafttreten bis zum Jahre 1848*, Diss. iur. (Wien, 1983).

⁸⁶ 1807 年末の一般民法典改訂作業の終了に際してのツァイラーの講演のタイトルである：Ofner, *Urentwurf II*, 465. 立法趣旨についてツァイラーは、すでに 1801 年、官廷委員会の第 1 回会合で発言している：Ofner, *Urentwurf I*, 1. 続いて 1806 年には、以下の論稿で総括して述べている。“Notwendigkeit eines bürgerlichen, einheimischen Privat-Rechts. Grundzüge der Geschichte des Oesterreichischen Privat-Rechts. Eigenschaften eines

ある。諸法規が国民の個々の状況より自ずから生じ、そして国民の生活にふさわしいようなものとするべきであるとすればするほど、この実定法は、より一層、実定的な…自身との分別ができない諸規定を含むことになるに違いない⁸⁷。

したがって、プラトベヴェーラは、たとえばサヴィニーが1815年に彼の「民族の精神」像で書き換えたような、法典編纂批判者による法形成理論にも、慎重に近づく。直接的には、プラトベヴェーラは、一般民法典制定より5年後の1816年に、そのことについて報告できる。「裁判所は、法典の諸原則や形式が、法典に長く適用されるよう、容易に法典を作り上げるようにみえる。」；それに加えて、以下のように付言する。続けるには「重大な苦情や難点は、どこにも表明されていない⁸⁸という。一般民法典は「すこしも問題なく…新しく、あるいは再び手に入れられた諸邦にも拡大適用」され、しかも「どの方面からも、苦情は述べられなかった⁸⁹と確認することによって、ツァイラーは一般民法典施行10年後に、類似する判断に落ち着いた。オーストリアの「賢明にして温和な立法者」、すなわち皇帝フランツ2世はのちに回顧的に「第2のオーストリアのユスティニアヌス」⁹⁰とまで呼ばれた人物であるが、1815年頃プラトベヴェーラは、そのフランツ2世に、「懸念することなく、満足して、この大きな試み」すなわち一般民法典の完成「を回顧すべきである」ということと、さらに、「著名なドイツの法学者たち」すなわちサヴィニーとその論敵ユストゥス・フリードリッヒ・ティボー(Anton Friedrich Justus Thibaut)との間で行われた「国民の民法典の必要性についての争いによって、不安にさせられるべきではない⁹¹と説得していた。もともと、時がたつと、立法作業宮廷委員会から退職するより少し前—1840年頃—フランクフルトにいる息子のアドルフ宛の書簡のなかで、プラトベヴェーラはより穏やかな心情を見せている。その書簡では、彼は、いわゆる法典論争の著名な論争者たち双方について夢中になって語っている。「サヴィニーとティボーについてのお前の話を聞いて、どれほどお前をうらやましく思っていることか！」⁹²すでに1825年には、フランス民法典(Code Civil)の方向をめざすとプラトベヴェーラは確信している。一般民法典も「諸外国の法や制度との比較を恐れないこと」⁹³が必要であるという。

生涯の終わり近くになった1840年頃、しかしながらプラトベヴェーラは—もちろん、公の場ではなく、人生を回顧するなかであるが—自身の改訂による一般民法典の補充を促している⁹⁴。「民法典は、即刻改正されることが期待されているし、必要とする。さもなければ、分厚い注釈で押しつぶされてしまうだろう」。そのための開始はすでに1825年、そして1835年から36年に、立法作業宮廷委員会によって実施されたアンケート「裁判所外の遺言の要式について」のアンケート(1825)および「契約、

bürgerlichen Gesetzbuches“, in jährlicher Beytrag 1 (1806), 1.

⁸⁷ Zeiller, Materialien 2 (1816), 173 FN*(Anmerkung Pratobevera).

⁸⁸ Materialien 2 (1816), Vorerinnerung, V, VII.

⁸⁹ Materialien 6 (1822), 321.

⁹⁰ Pratobevera, Skizzen 112/3.

⁹¹ Materialien 2 (1816), Vorerinnerung, VII.

⁹² HHStA, Nachlaß Pratobevera, Karton 6: „Einiges aus den Papieren des Freiherrn Carl Pratobevera von Wiesborn“, (36r): „Auszüge aus den Briefen an seinen Sohn Adolf in Frankfurt“ (Brief vom 25. April 1838).

⁹³ Materialien 7 (1823), Vorerinnerung V.

⁹⁴ Pratobevera, Skizzen 80/3.

とりわけ夫婦財産契約の要式の厳格化と、その第三者に対する証明力について」(1835/36)のアンケートにみられる。それらによって、契約法や、特に相続法や婚姻財産法における要式規定に関して、法典の慎重な改正が予定されていたが、実現されることはなかった⁹⁵。

10. 立法作業宮廷委員会への復帰後のプラトベヴェーラ：彼は「この道へ再び足を踏み入れるのは本意ではない」

1819年初頭、国務院から下オーストリア控訴裁判所への異動は、プラトベヴェーラにとって、人生の新たな一幕を開くこととなった。同時に、彼は立法作業宮廷委員会へも陪席として復帰し、宮廷顧問官ミュンヒの後任となることが決まっていた。ミュンヒは、またもやプラトベヴェーラを国務院へ異動させたのだ⁹⁶。フリードリッヒ・クリスチャン・ゲルトナーは、1814年にプラトベヴェーラが国務院へ召喚されたことにより、自分が左遷されたかのように感じていたが、1818年にハーン逝去後、空席のままとなっていた宮廷委員会の暫定的議長職を任されてさえおり、その態度表明において、プラトベヴェーラが望んだ引継ぎへの反対を婉曲に表明していた。宮廷顧問官ミュンヒが国務院へ召喚されて空席になった陪席の地位の「再補充」は、「それ自体急ぐものではない」。「委員会に課された大きな仕事の終了」、とりわけ、新たな裁判所規則についての仕事の大部分の完了は、さらに「陪席の人数の増加によっても、実際に加速させることはできない」とされた。しかしながら、それでもなお、二月の初めに、プラトベヴェーラの宮廷委員会陪席への任命が行われた。というのも、任命の言にあるとおり、皇帝がプラトベヴェーラの「徹底した法知識と信頼できる洞察力」を「新たな裁判所規則についての最終的諮問」のみならず、「これからの宮廷委員会のあらゆる仕事にも、今後は用いる」⁹⁷ようにと考えたからである。

1819年に、プラトベヴェーラが国務院から退職し、宮廷委員会に陪席として戻った後、ゲルトナーは、彼の上司となった。このことは、両者の人間関係に悪影響をもたらした。それゆえに、プラトベヴェーラも、自身の回想で「人として気に入らないゲルトナーの下でこの道へ再び足を踏み入れるのは本意ではない」と明言する。ゲルトナーはといえば、少なくとも、宮廷委員会の陪席にプラトベヴェーラが任命されるのを妨害しようとした。しかし、プラトベヴェーラは、ゲルトナーに専門係官に自分になると申し出てさえいたのであるが、ゲルトナーはそれを拒否した。なぜなら、プラトベヴェーラの宮廷委員会への任命についての皇帝の裁可において、そのことが明確にされていないという理由であった。そうでなくても途絶えがちであった、プラトベヴェーラのゲルトナーに対する「信頼」は「この時点で消えてしまった」⁹⁸。

立法作業宮廷委員会におけるのとは異なった雰囲気、すなわち彼に好意的な雰囲気が、当初、下

⁹⁵ これについては以下を参照：Neschwara, *Geschichte des österreichischen Notariats I* (1996), 565 (特に FN361-362)。

⁹⁶ Pratobevera, *Skizzen* 97/1.

⁹⁷ AVA, *Oberste Justiz, Hofkommission, Karton 9; HCII18/1819 IX 13; Pratobevera, Skizzen* 97/3; Pratobevera, *Zur Erinnerung*, 125.

⁹⁸ Pratobevera, *Skizzen* 97/3.

オーストリア控訴裁判所において、プラトベヴェーラを取り巻いていた、そこでは、プラトベヴェーラの支持者であるフェヒティヒが所長を務めていた。フェヒティヒは「ほとんど無制限に私に指揮をとらせてくれた」とプラトベヴェーラは夢中になって話している。そして、フェヒティヒに対して、彼（プラトベヴェーラ）もまた、厚い「好意的な信頼」⁹⁹をも寄せていた。しかしながら、こうした事態は、フェヒティヒの後任としてゲルトナーが控訴裁判所合議部に任用されるや否や、一変した。プラトベヴェーラのゲルトナーに対する人間関係は、宮廷委員会におけるのと同様「一触即発の関係」に陥った。ゲルトナーは、下オーストリア控訴裁判所でもまた、「オーストリア諸邦についての教師にして親方になろうとした！！法の運用というには、あまりにひどく、笑止千万だった」という¹⁰⁰。

11. 立法作業宮廷委員会におけるプラトベヴェーラ：彼は「最初の選挙人」として、「我が師ツァイラーの上位席」につく

立法作業宮廷委員会の陪席として、プラトベヴェーラは、一下オーストリア控訴裁判所のとときと同じく一直接にゲルトナーに次ぐ地位についた。彼は、得意げに回顧して以下のように断言している。「私は最初の選挙人として、我が師ツァイラーの上位席についた」と¹⁰¹。したがってプラトベヴェーラは、この間、国家組織の階層においてはツァイラーより上位に着いた。もちろんツァイラーは¹⁰²彼の生涯の絶頂期では、立法作業担当者かつ官僚としてプラトベヴェーラを凌駕していたのだが。とりわけツァイラーは1816年以降、二度にわたる自殺未遂の末に¹⁰³皇帝からの信頼も失っていたのだ。

宮廷委員会は、プラトベヴェーラの復帰まで、主に裁判所規則の改正に取り組んでいた。一般民法典によって私法一般における法の統一を成し遂げた後、宮廷委員会の作業は、この法制分野に集中していたのだ。この分野では、1815年以降、領土の回復や新たな獲得に伴って頻繁に行われ、法制を統一にする必要が熱心に強調されていたからだ。この課題は、プラトベヴェーラから見れば、「宮廷委員会の最も重要な仕事」¹⁰⁴でさえあった。その終結は、1820年にはすでに「近い将来に」なされるようにみえた¹⁰⁵。1822年には、確かに「訴訟事件における裁判所規則」の改正が終了したが、それは皇帝の裁可を得られなかった。なぜならば、それは、新「非訟事件法」、新「裁判所、法律事務所、登記所、供託所規則および規律」、職員服務規則、ならびに—もちろん初めて作られた—統一的な「抵当権簿」の導入と併せて施行されるべき、とされたからである¹⁰⁶。1823年に終結の見通しがたったのは、そのうち「非訟事件法」だけで、訴訟法の分野のその他の—あわせて一括に要求されていた—手続法の分野における諸作業については、全く見通しが立っていなかった。したがって、手続法が「民法典」と

⁹⁹ Pratobevera, Skizzen 98/1.

¹⁰⁰ Pratobevera, Skizzen 100/3.

¹⁰¹ Pratobevera, Skizzen 99/2.

¹⁰² これについては Neschwara, Pratobevera, in FS Baltl (1998), 221f.

¹⁰³ Neschwara, Pratobevera, in FS Baltl (1998), 222.

¹⁰⁴ Materialien 1 (1815), 239; 2 (1816), 292; 3 (1817), 269 (271); 4 (1820), 349 (350). Dahlmanns, Österreich, in Coing, *Handbuch der Quellen und Literatur der Neueren europäischen Privatrechtsgeschichte* III/2 (1982), 2699 (2704ff.).

¹⁰⁵ Materialien 4 (1820), 350 (351).

¹⁰⁶ Materialien 4 (1820), 350 (351) und Materialien 6 (1822), 364.

詳細部分にいたるまで統一される」¹⁰⁷のは、まだ遠い先のことだった。

12. 非訟事件手続の法典編纂作業について語るプラトベヴェーラ：「混沌とした諸法令の寄せ集め」 — 「誰にもそれらの文書をまとめる意欲を有していなかった」

プラトベヴェーラは、「非訟事件裁判所規則」についての週ごとの宮廷委員会会議にいつも出席していた。小規模なグループでの「最後の諮問会議」は、プラトベヴェーラ自身の住居で開かれた¹⁰⁸。しかし、その成果は一プラトベヴェーラの見るところ一単なる「領主裁判職、登記・登録に関する諸命令の混沌とした寄せ集め」にすぎず、「これら最後の諸案件」とりわけ一般登記簿法に関わる「十分な諮問と検討」がなされてはいなかった。寄せ集められた立法資料の「大部分」は、たしかに「皇帝に裁許」を求めて提出された「しかし、誰にもそれらの文書をまとめる意欲はなかった」¹⁰⁹。

1828年、一般民事訴訟法の新たな制定にむけて、緊急を要する立法作業特別委員会を組織するという宮廷委員会の再編とともに、再び現実味を帯びたが現実化したが、それでも制定にはいたらなかった。さらなる苦労の数々が、水泡に帰した。1848年までにできたのは、1819年に婚姻手続（JGS 1595）の新たな立法化、それから1845年には少額訴訟事件におけるいわゆる略式手続、いわゆる少額事件手続（JGS 906）¹¹⁰だけであった。

立法作業宮廷委員会の第二の重点は私法特別法、特にこれもまた全国的な統一法がまだ存在していなかった広義の意味における商法分野であった¹¹¹。当時までに、全国的な法制が存在したのは手形法だけであった。もともと、専ら実体法上に一致するものがかなり存在していたというにすぎなかった。というのも手形法は、あわせて10の形式的に異なる規則に分散させられていたからである。商法の全体的な法素材は将来的に、会社法、海商法、および商人とその使用人に関わる手続法、すなわち破産法や手形訴訟法も含めて、全国統一的な「商法典」へと編纂されねばならなかった。商法・手形・海商法分野についての宮廷委員会の作業には、並行して一般的な手続法に関する作業も伴ったが、さらに特別私法における題材として荘園法草案も加わった。これは1806年にすでに印刷されており、諸邦の委員会が、控訴裁判所管区¹¹²ごとに、「各地ごとの荘園法及び慣習」¹¹³の収集と公示を目的として設置されていた。そのために実施された聞き取り調査は、結局は失敗に終わった。

1815年以降、立法作業宮廷委員会の作業は、まずは商事実体法に集中した。1814年には「商法草案」が提出されていたが、1816年には手形法草案と、部分的に破産法草案が出来上がった。続いて再び、作業は手形法に専念されたが、成功にはいたらなかった。プラトベヴェーラ自身は、すでに1822年に、手形法は未だ「最後の修正」を待っているところだと報告している。そして、1823年にははつき

¹⁰⁷ Materialien 7 (1823), 481.

¹⁰⁸ Pratobevera, Skizzen 99/2.

¹⁰⁹ 以下については、Pratobevera, Skizzen 99/3.

¹¹⁰ Vgl. Schöniger-Hekele, *Die österreichische Zivilprozeßreform 1895. Wirkungen im Inland bis zum Ausbruch des Ersten Weltkrieges — Ausstrahlungen ins Ausland* (2000), 16f.

¹¹¹ 1809年の皇帝裁許によって法制統一が促進された。Materialien 1 (1815), 240 und 2 (1816), 292; Bergfeld, *Österreich. Handelsrecht*, in Coing III/3(1986), 3042f.

¹¹² Neschwara, Pratobevera, in FS Baltl (1998), 211f und FN33.

¹¹³ Materialien 6 (1822), 376.

りと、草案が宮廷委員会で「審議のために協議される」¹¹⁴ことになっていると発表した。しかし、ようやく 1828 年に商法、手形法、海商法のための特別委員会が設置されてから、懸案の立法作業が急がれることとなった。商法典のためにはさしあたって、作業の迅速化に向けて係官が 2 名増員された。にもかかわらず、目立った成果は得られなかった。手形法に関する作業についてのみ、1833 年に、暫定的に、草案の印刷をもって完了した¹¹⁵。以後、宮廷委員会のさらなる活動は、商法典の残りの部分に向けて重点化された。手形法に関する裁許が皇帝から得られないままでも商法典編纂作業は推し進められ、1842 年に草案が完成した。しかし、もともと予定されていたものと異なり、狭義の意味における商法典に限定されねばならなかった。そのうえに 1840 年刊行の、海公法も含むオーストリア海洋法第一編の草案が加わった。1843 年には手形法の新草案の刊行が続き、1848 年には海私法及び破産法の新草案も加わり、1849 年には遂に 1842 年の商法典草案も「修正案の再受理のために」刊行された。私法特別法分野でのこれらすべての仕事は、最終的には報われずに終わってしまった¹¹⁶。

13. 展望

1838 年末に病気で退任するまで、プラトベヴェーラは宮廷委員会においてあらゆる立法作業に参加した。そこで数々の最初の草案を作り上げたツァイラーとともに、プラトベヴェーラは、とりわけ 1803 年の刑法典の改正に携わった。ツァイラーの死後、プラトベヴェーラは 1828 年から、特に新刑法典起草に向けて宮廷委員会内に設置された特別委員会の委員長としてその起草を指揮した。この立法作業を取り巻く諸状況や環境、作業の客観的な経過と制度的枠組み、その発展の方向と挫折の要因、および 1848 年以降の刑法典編纂作業には 1852 年の刑法、1850 年と 1853 年の刑事訴訟法があるが¹¹⁷、これらの立法作業に与えた彼の影響力を叙述することは、今後の論稿に留保されている。

（訳者後記）

本稿は Christian Neschwara, Über Carl Joseph von Pratobevera: Ein Beitrag zur Gesetzgebungs und Wissenschaftsgeschichte des österreichischen Rechts im Vormärz, in: *Festschrift Rudolf Palm zum 60. Geburtstag*, Wien: Berenkamp 2002, 369-394. の全訳である。

カール・ヨーゼフ・プラトベヴェーラ (Carl Joseph von Pratobevera) は 1769 年オーストリア領ビエリッツ (Bielitz) の商家に生まれ、1786 年にウィーン大学法学部に入学し、1792 年にウィーンで法学博士の学位を取得した。実務法曹として弁護士、判事を経験し、クラクフ控訴裁判所副所長も務めた。

¹¹⁴ Materialien 1 (1815), 240 sowie 2 (1816); 292; ebd 6 (1822), 364 (365ff.) und 7 (1823), 483. Bergfeld, in Coing III/3, 3045 も参照。

¹¹⁵ Heimerl, WagnersZ 1833 III, Anhang I (XI).

¹¹⁶ それに対して、これに関して成果があったといえるのはドイツ同盟の取組であった。彼らは、ドイツ一般手形法 (1850 年) および一般商法 (1861 年) を成立させた。Bergfeld, in Coing III/3, 3046, 3054 (Wechselordnung); ebd. 3048f. und 3051ff. (Handelsgesetzbuch).

¹¹⁷ これについての概要は、以下を参照：Ogris, Die Entwicklung von Gerichtsverfassung, Strafrecht und Strafprozeßrecht 1848-1918, in: Mathé/Ogris (Hrsg.), *Die Entwicklung der österreichisch-ungarischen Strafrechtskodifikation im XIX. und XX. Jahrhundert* (1996), 62, 64f. (55ff.).

大学教授としてはクラクフ大学の法学部長や学長も務めた。1806 年に最高司法局宮廷顧問官、1807 年に宮廷委員会陪席委員、1814 年に国務院顧問官、1818 年に下オーストリア控訴裁判所副所長等、宮廷官僚や司法の要職を歴任し、1829 年以降、男爵 (Freiherr) の身分に取り立てられている。本稿で紹介されたプラトベヴェーラの『オーストリア諸邦における法律学と司法についての資料』およびその後継誌『オーストリアの法学・政治学雑誌』(ワグナーによる刊行) は、三月前期オーストリアにおける法実務家と法学者双方に向けた、ほぼすべての法分野にわたる法律専門雑誌として初めての本格的な判例集として評価されるⁱ。

息子のアドルフ・プラトベヴェーラ(Adolf Pratobevera)も司法官僚として活動し、法相も務めた。その一方で学問への関心も高く、オーストリア科学アカデミーの創設時にも理事長を代行したほか、下オーストリアにおける歴史協会初代会長も務めたⁱⁱ。

原論文の筆者であるクリスチャン・ネシュワラ (Christian Neschwara) 博士はウィーン大学法学部法制史・国制史研究所員外教授であり、著書 *Geschichte des österreichischen Notariats, Bd.I (Wien 1996), Bd.II/1 (Wien, 2017)*をはじめ、司法制度や法典編纂に関する多数のご論稿を發表しておられる。2022 年 9 月現在、本稿に登場する 1802 年刑法典編纂者のハーン (Mathias Wilhelm Haan) についてのご論稿も近く刊行されるとうかがっている。

訳出にあたっては、現論文でも括弧書きが付された用語 (略語や外国語表記等) 以外は、原則として人名のみ原語を併記した。構成上の変更としては「序論」を明記し、各項目に番号を付した。また編集の都合上、著者の承諾を得たうえで書籍については初出の場合にイタリック体に変更するなど、脚注の表記方法を若干変更させていただいた。なお文中の括弧のうち、訳者が独自に付した訳注には [訳注:] と表記した。

最後に、翻訳にいたった経緯を略述する。訳者は熊本大学教育学部在職中、同大学法学部で気鋭のお二人の若手民事訴訟法研究者である河野・池田両氏と読書会を開始した。その最初の成果として、2016 年にハンガリー民事訴訟法 (1911 年) の起草者プロースの解説の共訳を刊行したⁱⁱⁱ。原論文は、それに続く読書会テキストとして河野氏により提案された。同氏は裁判上の自白規定の解釈論の展開を研究される過程で、ドイツ法とオーストリア法の構造的差異から 19 世紀前半のオーストリア法学の代表者であるプラトベヴェーラに注目されたのである^{iv}。作業開始後まもなく、学部改組や相次ぐメンバーの転出、新型コロナウイルス感染拡大への対応等に追われる等の諸事情が重なり、読書会も共訳も中断を余儀なくされていた。しかし、今後に向けて三人で協議した結果、著者から直接に翻訳の許可をお

ⁱ この点については、たとえば以下の文献が詳しい。Barbara Dölemeyer, Zur Frühgeschichte des juristischen Zeitschriftenwesens in Österreich, in: Stolleis/Simon (Hrsg.) *Juristische Zeitschriften in Europa*, Frankfurt am Main 2006, 269-285.

ⁱⁱ これに関する邦語文献としては以下を参照：岩崎周一 (2017) 「諸身分から市民の手に—下オーストリアにおける地域史研究の歴史」, 森宜人・石井健編著『地域と歴史学—その担い手と実践』(晃洋書房) 48-75 頁, 特に 56-57 頁。

ⁱⁱⁱ 上田理恵子=河野憲一郎=池田愛訳 (2016) 「アレクサンダー・プロース『ハンガリー新民事訴訟法による裁判所の訴訟指揮』—起草者による 1911 年法の解説」熊本法学 137, 23-35 頁。

^{iv} これについては以下の文献に詳しい：河野憲一郎 (2014) 「オーストリア法における民事自白法理—ドイツ法および日本法との比較—」慶應法学 28, 107-134 頁。

願いした上田の責任で刊行することとした。理由は以下のとおりである。まず、すでに上田の粗訳はあり、池田氏からも全体にわたり丁寧なコメントが加えられていた。しかも、2019年に中・東欧法制史会議（CCELHC）において、ネシュワラ教授ご自身から、論文中の用語や概念についてもいくつかご教示をいただいていた。「プラトベヴェーラ」という日本語表記もこのときのネシュワラ教授のご意向を確認して統一したものである。さらに、原論文には19世紀前半のオーストリアの法学界や立法作業実務についても生き活きと描かれている。類似する資料はわが国では決して多いとは言えず、法制史に限らず歴史・地域史研究にも資すると思われた。

訳出の至らぬ点にご教示を乞う。

上田理恵子

教養教育院